

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	成人の健康管理に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、成人の健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

京都府福知山市長

公表日

令和7年4月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	成人の健康管理に関する事務
②事務の概要	・予防接種法に基づく定期予防接種、予防接種健康被害の救済措置に関する給付の支給 ・健康増進法に基づく健康手帳の交付、成人健康教育、成人健康相談、成人訪問指導、機能訓練、無保険者に対する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核定期健康診断 ・福知山市障害のある人のための予防接種事業実施要綱に基づく障害のある人のための予防接種事業 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種事業 ・国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び福知山市健康診査事業実施要綱に基づく健康診査事業（特定健康診査、後期高齢者健診） ・福知山市健康診査事業実施要綱に基づく健康診査事業（無保険者検診） ・福知山市がん検診等事業実施要綱に基づくがん検診等事業 ・福知山市健康手帳交付事業実施要綱に基づく健康手帳交付事業 ・福知山市带状疱疹ワクチン接種費用助成金交付要綱に基づく带状疱疹ワクチン接種事業
③システムの名称	・健康かるて ・団体内統合宛名番号連携サーバー ・自治体中間サーバー ・標準準拠システム ・中間サーバーコネクタ
2. 特定個人情報ファイル名	
・予防接種ファイル ・住民健診ファイル ・特定健診・特定保健指導ファイル ・保健指導ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 第14の項、第44の項、第85の項、第111の項、第126の項 ・番号法第19条 第6号（委託先への提供） ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第24条、第46条、第54条、第67条の2 ・福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項、第2項、別表第1 第1・4・5・8・16・32の項、別表第2 第3・5・6・7・30・31
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]

②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令《第2条の表の項番》25,26,139,153,154の項 【情報照会の根拠】 番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令《第2条の表の項番》25,27,28,139,153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康医療課
②所属長の役職名	健康医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 健康医療課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-23-2788
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、基幹業務支援システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとID/パスワードによる認証によって限定しているほか、情報部門にて、アクセスログを記録しており、許可のない外部媒体の使用は不可能となっている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む情報は、鍵のかかる場所で保管することを徹底しているほか、様式や運用を工夫して、事務室外へ持ち出すことが原則発生しないような仕組みを作っている。他にも支所で特定個人情報を含む申請書等を受け付けた際は、特定個人情報のやり取り専用の封筒を用いて、送付者と送付枚数、受領者が分かるようにすることで、輸送中に紛失等が発生しないような工夫も行っている。これらの対策を講じていることから、漏洩等の対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月5日	I 1. ②事務の概要	予防接種法、母子保健法、健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき、以下の事務を行う。 ・定期予防接種、健康被害の救済措置に関する給付の支給、障害のある人のためのインフルエンザ予防接種、風しん予防接種助成事業 ・妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、母子栄養強化事業、低体重児の届出、母子保健指導、妊婦・母子訪問指導、乳幼児健康診査、むし歯予防事業、食育事業、子育て支援事業、母子健康教育、母子健康相談 ・のびのび福知っ子就学前発達支援事業 ・児童虐待防止に関する事務 ・不妊治療費等助成事業 ・特定健康診査、特定保健指導、後期高齢者健康診査 ・胃がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、肺がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、肝炎ウイルス検診、無保険者に対する健康診査、生活習慣病予防健診 ・結核定期健康診断 ・成人健康手帳の交付、成人保健指導、成人訪問指導、成人健康教育、成人健康相談、機能訓練	・予防接種法に基づく定期予防接種、予防接種健康被害の救済措置に関する給付の支給 ・母子保健法に基づく妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、低体重児の届出、母子訪問指導、乳幼児健康診査、母子健康教育、母子健康相談 ・健康増進法に基づく健康手帳の交付、成人健康教育、成人健康相談、成人訪問指導、機能訓練、無保険者に対する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核定期健康診断 ・児童虐待の防止等に関する法律による児童虐待の防止等に関する事務 ・福知山市のびのび福知っ子就学前発達支援事業実施要綱に基づくのびのび福知っ子就学前発達支援事業 ・福知山市むし歯予防事業実施要綱に基づくむし歯予防事業 ・福知山市不妊治療費等助成事業実施要綱に基づく不妊治療費等助成事業 ・福知山市母子栄養強化事業実施要綱に基づく母子栄養強化事業 ・福知山市風しん予防接種助成事業実施要綱に基づく風しん予防接種助成事業 ・福知山市障害のある人のためのインフルエンザ予防接種事業実施要綱に基づく障害のある人のためのインフルエンザ予防接種事業 ・高齢者の医療の確保に関する法律及び福知山市健康診査事業実施要綱に基づく健康診査事業（特定健康診査、後期高齢者健診） ・福知山市健康診査事業実施要綱に基づく生活習慣病予防健診事業 ・福知山市がん検診等事業実施要綱に基づくがん検診等事業（胃がん検診、前立腺がん検診）	事後	
平成28年2月5日	I 1. ③システムの名称	・健康かるて ・特定健康診査等データ管理システム ・統合宛名システム ・番号連携サーバー ・中間サーバー	・健康かるて ・統合宛名システム ・番号連携サーバー ・中間サーバー	事後	
平成28年2月5日	I 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項 別表第一の10の項、49の項、76の項 第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） 別表第一省令第10条、第40条、第54条 ・福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項 別表第一の10の項、49の項、76の項 第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） 別表第一省令第10条、第40条、第54条 ・福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、別表第1の1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.14の項及び別表第2の2.3.4.5.6.7.8.9.10.11の項	事後	
平成28年4月7日	I 5. ②所属長	健康推進室次長 吉田 和彦	健康推進室次長 柴田 みどり	事後	
平成29年4月14日	I 1. ②事務の概要	・福知山市母子栄養強化事業実施要綱に基づく母子栄養強化事業	・福知山市乳児栄養食品支給事業実施要綱に基づく乳児栄養食品支給事業	事後	
平成29年4月14日	I 1. ③システムの名称	・健康かるて ・統合宛名システム ・番号連携サーバー ・中間サーバー	・健康かるて ・団体内統合宛名番号連携サーバー ・自治体中間サーバー	事後	
平成29年4月14日	I 5. ①部署	福祉保健部 健康推進室	福祉保健部 健康推進課	事後	
平成29年4月14日	I 5. ②所属長	健康推進室次長 柴田 みどり	健康推進課長 柴田 みどり	事後	
平成29年4月14日	I 7. 請求先	市長公室 秘書課	市長公室 秘書広報課	事後	
平成29年4月14日	I 8. 連絡先	福祉保健部 健康推進室	福祉保健部 健康推進課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月10日	I 1. ③システムの名称	・健康かるて ・団体内統合宛名番号連携サーバー ・自治体中間サーバー	・健康かるて ・団体内統合宛名番号連携サーバー ・自治体中間サーバー ・京都府・市町村共同電子申請システム	事前	子育てOSS開始にあたり、利用を開始するシステムを追加した。
平成30年4月27日	評価書名	健康管理に関する事務	成人の健康管理に関する事務	事後	機構改革による
平成30年4月27日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	福知山市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	福知山市は、成人の健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	機構改革による
平成30年4月27日	I 1. ①事務の名称	健康管理に関する事務	成人の健康管理に関する事務	事後	機構改革による
平成30年4月27日	I 1. ②事務の概要	・予防接種法に基づく定期予防接種、予防接種健康被害の救済措置に関する給付の支給 ・母子保健法に基づく妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、妊婦産科健康診査、低体重児の届出、母子訪問指導、乳幼児健康診査、母子健康教育、母子健康相談 ・健康増進法に基づく健康手帳の交付、成人健康教育、成人健康相談、成人訪問指導、機能訓練、無保険者に対する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核定期健康診断 ・児童虐待の防止等に関する法律による児童虐待の防止等に関する事務 ・福知山市のびのび福知っ子就学前発達支援事業実施要綱に基づくのびのび福知っ子就学前発達支援事業 ・福知山市むし歯予防事業実施要綱に基づくむし歯予防事業 ・福知山市不妊治療費等助成事業実施要綱に基づく不妊治療費等助成事業 ・福知山市乳児栄養食品支給事業実施要綱に基づく乳児栄養食品支給事業 ・福知山市風しん予防接種助成事業実施要綱に基づく風しん予防接種助成事業 ・福知山市障害のある人のためのインフルエンザ予防接種事業実施要綱に基づく障害のある人のためのインフルエンザ予防接種事業 ・高齢者の医療の確保に関する法律及び福知山市健康診査事業実施要綱に基づく健康診査事業（特定健康診査、後期高齢者健診） ・福知山市健康診査事業実施要綱に基づく生活習慣病予防健診事業 ・福知山市がん検診等事業実施要綱に基づくがん検診等事業（胃部検診、前立腺がん検診）	・予防接種法に基づく定期予防接種、予防接種健康被害の救済措置に関する給付の支給 ・健康増進法に基づく健康手帳の交付、成人健康教育、成人健康相談、成人訪問指導、機能訓練、無保険者に対する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核定期健康診断 ・福知山市障害のある人のためのインフルエンザ予防接種事業実施要綱に基づく障害のある人のためのインフルエンザ予防接種事業 ・高齢者の医療の確保に関する法律及び福知山市健康診査事業実施要綱に基づく健康診査事業（特定健康診査、後期高齢者健診） ・福知山市健康診査事業実施要綱に基づく生活習慣病予防健診事業 ・福知山市がん検診等事業実施要綱に基づくがん検診等事業（胃部検診、前立腺がん検診）	事後	機構改革による
平成30年4月27日	I 1. ③システムの名称	・健康かるて ・団体内統合宛名番号連携サーバー ・自治体中間サーバー ・京都府・市町村共同電子申請システム	・健康かるて ・団体内統合宛名番号連携サーバー ・自治体中間サーバー	事後	機構改革による
平成30年4月27日	I 2. 特定個人情報ファイル名	・予防接種ファイル ・母子保健ファイル ・住民健診ファイル ・特定健診・特定保健指導ファイル ・保健指導ファイル ・不妊治療ファイル	・予防接種ファイル ・住民健診ファイル ・特定健診・特定保健指導ファイル ・保健指導ファイル	事後	機構改革による
平成30年4月27日	I 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項 別表第一の10の項、49の項、76の項 第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） 別表第一省令第10条、第40条、第54条 ・福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、別表第1の1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.14の項及び別表第2の2.3.4.5.6.7.8.9.10.11の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項 別表第一の10の項、76の項 第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） 別表第一省令第10条、第54条 ・福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、別表第1の1.4.5.7.14の項及び別表第2の3.5.6.7.8.の項	事後	機構改革による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月27日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) 【別表第二における情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2の項) 【別表第二における情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(16の2の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務」が含まれる項(17の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」が含まれる項(18の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)」の支給に関する事務」が含まれる項(19の項)	事後	機構改革による
平成30年4月27日	I 5. ①部署	福祉保健部 健康推進課	福祉保健部 健康医療課	事後	機構改革による
平成30年4月27日	I 5. ②所属長	健康推進課長 柴田 みどり	健康医療課長 吉田 和彦	事後	機構改革による
平成30年4月27日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	市長公室 秘書広報課 〒620-8501 京都府福知山市宇内記13番地の1 電話 0773-24-7027	市民総務部 市民課 〒620-8501 京都府福知山市宇内記13番地の1 電話 0773-24-7027	事後	機構改革による
平成30年4月27日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉保健部 健康推進課 〒620-0035 京都府福知山市宇内記100番地 電話 0773-23-2788	福祉保健部 健康医療課 〒620-8501 京都府福知山市宇内記13番地の1 電話 0773-23-2788	事後	機構改革による
令和1年6月11日	I 1. ③システムの名称	・健康かるて ・団体内統合宛名番号連携サーバー ・自治体中間サーバー	・現行システム 健康かるて(令和元年9月30日まで稼動) ・次期システム 健康かるて(令和元年10月1日から稼動予定) ・団体内統合宛名番号連携サーバー ・自治体中間サーバー	事後	システム更新による
令和1年6月11日	I 5. ②所属長の役職名	健康医療課長 吉田 和彦	健康医療課長	事後	記載方法変更による
令和1年6月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月11日	IV リスク対策		追記	事後	
令和2年8月28日	I 1. ③システムの名称	・現行システム 健康かるて(令和元年9月30日まで稼動) ・次期システム 健康かるて(令和元年10月1日から稼動予定) ・団体内統合宛名番号連携サーバー ・自治体中間サーバー	・健康かるて ・団体内統合宛名番号連携サーバー ・自治体中間サーバー	事後	システム更新による 策定後5年が経過したことによる再評価による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	策定後5年が経過したことによる再評価による
令和2年8月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	策定後5年が経過したことによる再評価による
令和3年3月15日	Ⅰ 1. ②事務の概要	・予防接種法に基づく定期予防接種、予防接種健康被害の救済措置に関する給付の支給 ・健康増進法に基づく健康手帳の交付、成人健康教育、成人健康相談、成人訪問指導、機能訓練、無保険者に対する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核定期健康診断 ・福知山市障害のある人のためのインフルエンザ予防接種事業実施要綱に基づく障害のある人のためのインフルエンザ予防接種事業 ・高齢者の医療の確保に関する法律及び福知山市健康診査事業実施要綱に基づく健康診査事業（特定健康診査、後期高齢者健診） ・福知山市健康診査事業実施要綱に基づく生活習慣病予防健診事業 ・福知山市がん検診等事業実施要綱に基づくがん検診等事業（胃部検診、前立腺がん検診）	・予防接種法に基づく定期予防接種、予防接種健康被害の救済措置に関する給付の支給 ・健康増進法に基づく健康手帳の交付、成人健康教育、成人健康相談、成人訪問指導、機能訓練、無保険者に対する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核定期健康診断 ・福知山市障害のある人のためのインフルエンザ予防接種事業実施要綱に基づく障害のある人のためのインフルエンザ予防接種事業 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種事業 ・高齢者の医療の確保に関する法律及び福知山市健康診査事業実施要綱に基づく健康診査事業（特定健康診査、後期高齢者健診） ・福知山市健康診査事業実施要綱に基づく生活習慣病予防健診事業 ・福知山市がん検診等事業実施要綱に基づくがん検診等事業（胃部検診、前立腺がん検診）	事前	
令和3年3月15日	Ⅰ 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） - 第9条第1項 別表第一の10の項、76の項 - 第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） - 別表第一省令第10条、第54条 ・福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、別表第1の1.4.5.7.14の項及び別表第2の3.5.6.7.8.の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） - 第9条第1項 別表第一の10の項、76の項、93の2の項 - 第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） - 別表第一省令第10条、第54条 ・福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、別表第1の1.4.5.7.14の項及び別表第2の3.5.6.7.8.の項	事前	
令和3年3月15日	Ⅰ 4. ②法令上の根拠	【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項（16の2の項）	【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項（16の2の項） ・第三欄（情報提供者）が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項（115の2の項）	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月15日	I 4. ②法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(16の2の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務」が含まれる項(17の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」が含まれる項(18の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務」が含まれる項(19の項)	【別表第二における情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(16の2の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務」が含まれる項(17の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」が含まれる項(18の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務」が含まれる項(19の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(115の2の項)	事前	
令和3年5月12日	I 1. ②事務の概要	・予防接種法に基づく定期予防接種、予防接種健康被害の救済措置に関する給付の支給 ・健康増進法に基づく健康手帳の交付、成人健康教育、成人健康相談、成人訪問指導、機能訓練、無保険者に対する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核定期健康診断 ・福知山市障害のある人のためのインフルエンザ予防接種事業実施要綱に基づく障害のある人のためのインフルエンザ予防接種事業 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種事業 ・高齢者の医療の確保に関する法律及び福知山市健康診査事業実施要綱に基づく健康診査事業(特定健康診査、後期高齢者健診) ・福知山市健康診査事業実施要綱に基づく生活習慣病予防健診事業 ・福知山市がん検診等事業実施要綱に基づくがん検診等事業(胃部検診、前立腺がん検診)	・予防接種法に基づく定期予防接種、予防接種健康被害の救済措置に関する給付の支給 ・健康増進法に基づく健康手帳の交付、成人健康教育、成人健康相談、成人訪問指導、機能訓練、無保険者に対する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核定期健康診断 ・福知山市障害のある人のためのインフルエンザ予防接種事業実施要綱に基づく障害のある人のためのインフルエンザ予防接種事業 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種事業 ・高齢者の医療の確保に関する法律及び福知山市健康診査事業実施要綱に基づく健康診査事業(特定健康診査、後期高齢者健診) ・福知山市健康診査事業実施要綱に基づく生活習慣病予防健診事業 ・福知山市がん検診等事業実施要綱に基づくがん検診等事業(胃部検診、前立腺がん検診) ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種事業 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年5月12日	I 1. ③システムの名称	・健康かるて ・団体内統合宛名番号連携サーバー ・自治体中間サーバー	・健康かるて ・団体内統合宛名番号連携サーバー ・自治体中間サーバー ・ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月12日	I 3. 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項 別表第一の10の項、76の項、93の2の項 第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） 別表第一省令第10条、第54条 ・福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、別表第1の1.4.5.7.14の項及び別表第2の3.5.6.7.8.の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項 別表第一の10の項、76の項、93の2の項 第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） 別表第一省令第10条、第54条 ・福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、別表第1の1.4.5.7.14の項及び別表第2の3.5.6.7.8.の項 ・番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第5号（委託先への提供）	事後	
令和3年5月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年5月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年8月13日	I 1. ②事務の概要	・予防接種法に基づく定期予防接種、予防接種健康被害の救済措置に関する給付の支給 ・健康増進法に基づく健康手帳の交付、成人健康教育、成人健康相談、成人訪問指導、機能訓練、無保険者に対する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核定期健康診断 ・福知山市障害のある人のためのインフルエンザ予防接種事業実施要綱に基づく障害のある人のためのインフルエンザ予防接種事業 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種事業 ・高齢者の医療の確保に関する法律及び福知山市健康診査事業実施要綱に基づく健康診査事業（特定健康診査、後期高齢者健診） ・福知山市健康診査事業実施要綱に基づく生活習慣病予防健診事業 ・福知山市がん検診等事業実施要綱に基づくがん検診等事業（胃部検診、前立腺がん検診） ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	・予防接種法に基づく定期予防接種、予防接種健康被害の救済措置に関する給付の支給 ・健康増進法に基づく健康手帳の交付、成人健康教育、成人健康相談、成人訪問指導、機能訓練、無保険者に対する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核定期健康診断 ・福知山市障害のある人のためのインフルエンザ予防接種事業実施要綱に基づく障害のある人のためのインフルエンザ予防接種事業 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種事業 ・高齢者の医療の確保に関する法律及び福知山市健康診査事業実施要綱に基づく健康診査事業（特定健康診査、後期高齢者健診） ・福知山市健康診査事業実施要綱に基づく生活習慣病予防健診事業 ・福知山市がん検診等事業実施要綱に基づくがん検診等事業（胃部検診、前立腺がん検診） ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の10の項、76の項、93の2の項 - 第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)別表第一省令第10条、第54条 ・福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、別表第1の1.4.5.7.14の項及び別表第2の3.5.6.7.8の項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の10の項、76の項、93の2の項 - 第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)別表第一省令第10条、第54条 ・福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、別表第1の1.4.5.7.14の項及び別表第2の3.5.6.7.8の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和3年9月1日	I 4. ②法令上の根拠	【番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2の項) ・第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(115の2の項) 【別表第二における情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(16の2の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務」が含まれる項(17の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」が含まれる項(18の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)」の支給に関する事務」が含まれる項(19の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(115の2の項)	【番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2の項) ・第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(115の2の項) 【別表第二における情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(16の2の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務」が含まれる項(17の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」が含まれる項(18の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)」の支給に関する事務」が含まれる項(19の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(115の2の項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第6号(特定個人情報提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2の項) ・第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(115の2の項) 【別表第二における情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(16の2の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務」が含まれる項(17の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」が含まれる項(18の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)」の支給に関する事務」が含まれる項(19の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(115の2の項)	・番号法第19条第6号(特定個人情報提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報」が含まれる項(102の2の項) ・第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(115の2の項) 【別表第二における情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務」が含まれる項(17の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務」が含まれる項(17の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」が含まれる項(18の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)」の支給に関する事務」が含まれる項(19の項)	事後	
令和7年4月30日	I 1. ②事務の概要	・予防接種法に基づく定期予防接種、予防接種健康被害の救済措置に関する給付の支給 ・健康増進法に基づく健康手帳の交付、成人健康教育、成人健康相談、成人訪問指導、機能訓練、無保険者に対する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核定期健康診断 ・福知山市障害のある人のためのインフルエンザ予防接種事業実施要綱に基づく障害のある人のためのインフルエンザ予防接種事業 ・新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種事業 ・高齢者の医療の確保に関する法律及び福知山市健康診査事業実施要綱に基づく健康診査事業(特定健康診査、後期高齢者健診) ・福知山市健康診査事業実施要綱に基づく生活習慣病予防健診事業 ・福知山市がん検診等事業実施要綱に基づくがん検診等事業(胃部検診、前立腺がん検診) ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	・予防接種法に基づく定期予防接種、予防接種健康被害の救済措置に関する給付の支給 ・健康増進法に基づく健康手帳の交付、成人健康教育、成人健康相談、成人訪問指導、機能訓練、無保険者に対する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核定期健康診断 ・福知山市障害のある人のための予防接種事業実施要綱に基づく障害のある人のための予防接種事業 ・新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種事業 ・国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び福知山市健康診査事業実施要綱に基づく健康診査事業(特定健康診査、後期高齢者健診) ・福知山市健康診査事業実施要綱に基づく健康診査事業(無保険者検診) ・福知山市がん検診等事業実施要綱に基づくがん検診等事業 ・福知山市健康手帳交付事業実施要綱に基づく健康手帳交付事業 ・福知山市带状疱疹ワクチン接種費用助成金交付要綱に基づく带状疱疹ワクチン接種事業	事後	
令和7年4月30日	I 1. ③システムの名称	・健康かるて ・団体内統合宛名番号連携サーバー ・自治体中間サーバー ・ワクチン接種記録システム(VRS)	・健康かるて ・団体内統合宛名番号連携サーバー ・自治体中間サーバー ・標準準拠システム ・中間サーバーコネクタ	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月30日	I 3 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) - 第9条第1項 別表第一の10の項、76の項、93の2の項 - 第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) - 別表第一省令第10条、第54条 ・福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、別表第1の1.4.5.7.14の項及び別表第2の3.5.6.7.8.の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表 第14の項、第44の項、第85の項、第111の項、第126の項 ・番号法第19条 第6号(委託先への提供) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第24条、第46条、第54条、第67条の2 ・福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項、第2項、別表第1第1・4・5・8・16・32の項、別表第2 第3・5・6・7・30・31	事後	
令和7年4月30日	I 4.②法令上の根拠	【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報」が含まれる項(102の2の項) ・第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(115の2の項) 【別表第二における情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(16の2の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務」が含まれる項(17の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」が含まれる項(18の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務」が含まれる項(19の項)	【情報提供の根拠】 番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令《第2条の表の項番》25,26,139,153,154の項 【情報照会の根拠】 番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令《第2条の表の項番》25,27,28,139,153の項	事後	
令和7年4月30日	I 5.①部署	福祉保健部 健康医療課	健康福祉部 健康医療課	事後	
令和7年4月30日	I 7 請求先	市民総務部 市民課	総務部 総務課	事後	
令和7年4月30日	I 8 連絡先	福祉保健部 健康医療課	健康福祉部 健康医療課	事後	
令和7年4月30日	II 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年4月30日	II 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年4月30日	IV4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	委託しない	委託する	事前	
令和7年4月30日	IV4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	—	十分である	事後	
令和7年4月30日	IV8. 人手を介在させる作業人としてのミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月30日	IV8. 人手を介在させる作業判断の根拠		対象者からの申請に基づき特定個人情報を入力するため、目的外の入手が行われることはない。また、基幹業務支援システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとIDパスワードによる認証によって限定しているほか、情報部門にて、アクセスログを記録しており、許可のない外部媒体の使用は不可能となっている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年4月30日	IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年4月30日	IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和7年4月30日	IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠		特定個人情報を含む情報は、鍵のかかる場所で保管することを徹底しているほか、様式や運用を工夫して、事務室外へ持ち出すことが原則発生しないような仕組みを作っている。他にも支所で特定個人情報を含む申請書等を受け付けた際は、特定個人情報のやり取り専用の封筒を用いて、送付者と送付枚数、受領者が分かるようにすることで、輸送中に紛失等が発生しないような工夫も行っている。これらの対策を講じていることから、漏洩等の対策は十分であると考えられる。	事後	